



令和 7年 8月 4日 開会

令和 7年 8月 4日 閉会

令 和 7年 8 月 定 例 会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和7年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	6
監査結果報告一覧表……………	7
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	8
出席した説明員……………	8
出席した書記……………	8
開 会 宣 言……………	9
広域連合長あいさつ……………	9
報 告……………	10
日程第1 議席の指定について……………	10
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	11
日程第3 会期の決定について……………	11
日程第4 一般質問……………	11
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	11
事務局長 門田 和宏君……………	13
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	14
事務局長 門田 和宏君……………	15
・ 4 番 田辺 牧美君……………	16
事務局長 門田 和宏君……………	17
・ 4 番 田辺 牧美君……………	19
事務局長 門田 和宏君……………	19
日程第5 決第1号・決第2号議案……………	19
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）……………	19
事務局長 門田 和宏君（提案説明）……………	20
・ 7 番 田中 のぞみ君（反対討論）……………	22
採 決……………	23
日程第6 甲第10号議案・甲第11号議案……………	24
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）……………	24
採 決……………	24
日程第7 甲第12号議案……………	25
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）……………	25
採 決……………	25
日程第8 甲第13号議案……………	26
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）……………	26
採 決……………	26
日程第9 甲第14号議案……………	26

広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）	2 7
採 決	2 7
日程第 1 0 甲第 1 5 号議案	2 7
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）	2 8
採 決	2 8
閉 会 宣 言	2 8
一般質問発言通告一覧表	3 0
討論（反対）発言通告一覧表	3 0
会議録署名議員	3 1

岡 広 議 第 3 号
令和 7 年 7 月 1 5 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 田 口 裕 士

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 8 月定例会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 8 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 2 0 号
令和 7 年 7 月 1 5 日

令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 8 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 栗 山 康 彦

岡 広 総 第 2 4 号
令 和 7 年 7 月 1 5 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長
田 口 裕 士 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 栗 山 康 彦

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和7年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|---------|--|
| 決 第 1 号 | 令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について |
| 決 第 2 号 | 令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について |
| 甲第10号議案 | 令和7年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号について） |
| 甲第11号議案 | 令和7年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 甲第12号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 甲第13号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

岡 広 総 第 2 7 号
令 和 7 年 8 月 4 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

田 口 裕 士 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 栗 山 康 彦

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和7年8月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

記

甲第14号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

甲第15号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和7年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月7日	(月)	午後1時30分 全員協議会終了後	全員協議会 本 会 議	・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・一般質問 ・議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和 7 年 8 月 定例会議事日程

令和 7 年 8 月 4 日（月） 午後 1 時 3 0 分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	決第 1 号 令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について 決第 2 号 令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について （上程・採決）
第 6	甲第 1 0 号議案 令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について 甲第 1 1 号議案 令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について （上程・採決）
第 7	甲第 1 2 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）
第 8	甲第 1 3 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）
第 9	甲第 1 4 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について （上程・採決）
第 1 0	甲第 1 5 号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について （上程・採決）

本日の会議に付した事件

議 事 日 程 と 同 じ

監 査 結 果 報 告 一 覧 表

番号	受付月日	件 名
1	R 7. 2. 20	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和6年 1 2 月分例月出納検査結果報告
2	R 7. 3. 27	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和7年 1 月分例月出納検査結果報告
3	R 7. 5. 8	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和7年 2 月分例月出納検査結果報告
4	R 7. 6. 25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和7年 3 月分例月出納検査結果報告
5	R 7. 7. 3	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和7年 4 月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	西 山 宗 弘	出席		10	大 森 雅 夫	欠席	
2	古 田 敬 司	〃		11	大 舌 勲	出席	
3	杉 本 泰 治	〃		12	萩 原 誠 司	欠席	
4	田 辺 牧 美	〃		13	坂 本 英 典	出席	
5	岡 崎 亨 一	〃		14	片 山 篤	〃	
6	秋 久 憲 司	〃		15	山 本 雅 則	〃	
7	田 中 のぞみ	〃		16	水 嶋 淳 治	〃	
8	谷 口 圭 三	欠席		17	田 口 裕 士	〃	
9	青 木 秀 樹	出席		18			

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	栗 山 康 彦	業 務 課 長	河 本 美和子
副広域連合長	柴 田 義 朗	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	藤 原 泰 代
		業務課給付係長	坂 根 和 史
事 務 局 長	門 田 和 宏	業務課資格賦課係長	小 玉 麻 美

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書 記 長	清 水 宏 通	書 記	妹 尾 芳 恵
書 記	三 宅 秀 生	書 記	守 田 麻 衣

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（田口 裕士君）

それでは引き続き、本会議を開会いたします。

本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 8 月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、14 人であります。

大森議員、谷口議員、萩原議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 8 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（田口 裕士君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

本日は、8 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、議長にお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、当広域連合の現状について申し上げます。

当広域連合における被保険者数は、近年、団塊の世代の方々の 75 歳到達により急激に増加し、令和 7 年 6 月末時点で 33 万 2,000 人弱となっております。制度創設時の平成 20 年 4 月末時点と比較すると、約 9 万 4,000 人、率にして約 40%増加いたしております。今後も被保険者数の増加は当面続くと見込まれ、1 人当たり医療費も増加傾向にあることから、医療保険制度の運営は一段と厳しさを増すことが懸念されております。

また、マイナンバー法等改正法が昨年 12 月 2 日に施行され、従来の被保険者証の新規発行が終了したため、発行済みの被保険者証は本年 7 月末をもって有効期限を迎えましたが、後期高齢者については、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全ての方を対象として、申請によらず職権で資格確認書を交付する暫定措置が令和 8 年 7 月末まで延長され、年次更新に伴う混乱は生じておりません。

また、令和 7 年 2 月定例会において、高額医療費の自己負担限度額の見直しについて言及し、政府が本年 8 月から段階的に引き上げる方針を決定したことを御報告申し上げましたが、その後、患者団体等からの反対を受け、政府として見直し全体について実施を見合わせる事が 3 月 7 日に表明されました。今年秋までに改めて方針を検討し、決定することとなり、現在、新たに設置された専門委員会において、患者団体の委員も参加し、議論

が行われているところであります。

今年度は、令和８年度・９年度に向けての保険料率改定の年に当たりますが、当広域連合といたしましては、高額療養費制度の議論も含め、医療保険制度をめぐる国の動向や方針を注視しながら、後期高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、市町村など関係機関と連携し、安定した制度運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本日の定例会において執行部からお諮りする案件は、決算２件、予算２件、条例改正２件、人事案件２件でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

ありがとうございました。

報 告

○議長（田口 裕士君）

この際、報告をいたします。

閉会中に町村長区分から選出されました小倉博俊議員から辞職願が提出され、５月２０日付で許可いたしましたので、会議規則第１３９条第２項の規定により、報告いたします。

また、監査委員から、地方自治法第２３５条２第３項の規定に基づき、令和６年１２月分から令和７年４月までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお配りしているとおりであります。

日程第１ 議席の指定について

○議長（田口 裕士君）

日程第１、「議席の指定について」を議題とします。

会議規則第４条第２項の規定により、新たに当選されました田辺牧美議員の議席を４番に、谷口圭三議員の議席を８番に、大舌勲議員の議席を１１番に、萩原誠司議員の議席を１２番に、坂本英典議員の議席を１３番に、片山篤議員の議席を１４番に指定いたします。

議席一覧表

１	西 山 宗 弘	１０	大 森 雅 夫
２	古 田 敬 司	１１	大 舌 勲
３	杉 本 泰 治	１２	萩 原 誠 司
４	田 辺 牧 美	１３	坂 本 英 典
５	岡 崎 亨 一	１４	片 山 篤

6	秋 久 憲 司	1 5	山 本 雅 則
7	田 中 のぞみ	1 6	水 嶋 淳 治
8	谷 口 圭 三	1 7	田 口 裕 士
9	青 木 秀 樹	1 8	

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（田口 裕士君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番、古田議員、3番、杉本議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（田口 裕士君）

日程第3、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（田口 裕士君）

日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次、発言を許可いたします。

7番、田中議員。

○7番（田中 のぞみ君）〔登壇〕

こんにちは。岡山市議会からの田中のぞみといたします。

お許しをいただきまして、数点、質問させていただきたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度の保険料についてお伺いします。

①、年金の受給額が数%引き上げられたことにより、非課税世帯が課税世帯になるなどを含めて、あらゆる保険料や税金が上がり、実質、生活がマイナスになるというケースを度々聞きます。介護保険制度においては、令和6年度の老齢基礎年金の満額支給が80万円を超えたことに伴い、保険料の段階区分の最低基準額が80万円から80万9,000円に引き上げられています。年金が上がることによる介護保険料の上昇を抑える狙いがありますが、

後期高齢者医療制度においては、年金引き上げに伴う被保険者の実態についてどのように把握されているでしょうか。何か対応を求めていくお考えはありますか。また、年金所得者で所得が上がった方の数が分かればお示してください。

②、来年度は2年ごとに保険料を改定する時期になりますが、令和6年度の保険料の値上げ額の76.5%は国の制度改正による増加分でした。特に2026年度から始まるとされる子ども・子育て支援金など、子育て政策の財源として後期高齢者の保険料に上乗せする方向性、これは今後どのような見通しでしょうか。後期高齢者の保険料は毎年引き上げられる方向なのか具体的にお示してください。

大きな2番、決算について、令和6年度の決算が示されていますので、幾つかお伺いします。

①、収入として保険料の負担金が約32億円増えています。令和6年度は保険料が改定され、値上げとなった年です。32億円のうち、保険料の改定によるもの、そのうち出産育児支援金部分と若年層の負担軽減分は幾らか分かりますか。

②、1人当たりの保険料収入が8万990円で、前年より7,760円増えたとのことでした。予算段階では1人当たりの値上げ平均額が6,091円とされていました。値上げ幅が1,700円程度増えたようにも見えますが、どのように認識すればよいかお示してください。

③、26億円の黒字を次年度に繰り越すとのこと。予算段階の見通しに対して、増減など、どう評価しているのかお示してください。

④、年収の壁の議論について、制度改正の内容も固まってきていると認識しております。後期高齢者医療制度の会計への影響について試算ができるのでしょうか。マイナスの影響があるならば、財源について国にしっかり求めるべきではないでしょうか。

⑤、保健事業についてお伺いします。

保健事業と介護予防の一体的な実施事業では、委託先の市町村が2年前の12市町村から27全市町村となるなど、対象数も増えています。また、健診の受診率も上がっていますが、どのような取り組みだったのか、どう評価されているかお示してください。

最後、大きな3番、育児休業法の改定に基づく条例改正についてお伺いします。

本定例会に上程されている条例改正案では、これまで1日2時間まで取得できる第1号部分休業に、新たに年10日間相当時間数の範囲内で1日の上限なしで取得できる第2号部分休業が追加され、内容については歓迎します。

2つだけお伺いします。

①、同条例改正の対象についてお尋ねします。直接雇用の職に限るのでしょうか。出向職員や会計年度職員も対象となるのかお示してください。同じ条件となるのかお示してください。

②、条例改正で1点気になるのは、条例の18条の5で、1号部分休業か2号部分休業かは、あらかじめどちらを取得するかを選択し、変更する場合は選択した時点で予測することができなかった事実が生じたことにより、この養育に著しい支障が生じると認める事情があった場合に限りとされています。せっかく追加された2号部分休業ですが、配偶者の入院や離別など、よほどの理由がない限り、途中で変更できないように見受けられます。子育ては予測できないイレギュラーが付き物ですが、1号か2号か年度途中であっても柔軟に取得できるよう対応を求めますが、運用に当たってはどうかお考えでしょうか。

以上です。御答弁よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局の答弁を求めます。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、田中議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、保険料についての御質問のうち、年金引き上げによる影響についての御質問にお答えいたします。

当広域連合の被保険者は75歳以上の方が大半を占め、老齢基礎年金等を受給していますが、その年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年改定されています。年金額は令和6年度は物価変動率3.2%に対して2.7%の引き上げ、令和7年度は物価変動率2.7%に対して1.9%の引き上げにとどまっており、実質的には年金が目減りしている状況でございます。年金の引き上げにより保険料や税金が増額となり、家計が悪化している方々の実態につきましては、一律に把握することは困難でございますが、当広域連合には年金額の引き上げに伴い、負担増となる被保険者の方から複数の相談が寄せられており、医療費控除の制度等の御案内や市町村の納付相談窓口を御案内する等の対応を行っているところです。

こうした状況も踏まえまして、当広域連合では保険料の上昇幅が各所得階層別に被保険者が真に許容できる水準である根拠を示し、それを超える部分は国による財政措置を講じるよう国に対して要望しているところです。

次に、子育て支援分の保険料への上乗せ等についての御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援金については、令和8年度から保険料に上乗せして徴収を開始することとされており、令和7年度中に関係政省令が公布される予定です。こども家庭庁からは、後期高齢者医療制度の被保険者1人当たりの支援金額は、令和8年度は月200円、令和9年度は250円、令和10年度は350円程度と見込んだ試算が示されております。

また、令和6年度からの制度見直しにより、後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率が同じになるように見直しが行われたこと等により、令和6年度・7年度の保険料改定では大幅な保険料上昇となりました。足元の状況を見ますと、後期高齢者の人口が急激に増加する一方で現役世代の人口が減少していることから、先ほど申し上げた子ども・子育て支援金の影響等も加味すると、引き続き保険料が相当程度上昇することは避けられないと考えております。

続きまして、決算についての御質問のうち、まず保険料負担金32億円増額の内訳についてでございますが、令和6年度からの保険医療制度見直しに伴う負担増加分は、出産育児支援金分が約2億円、現役世代の負担軽減分が約13億円で、合計約15億円となっております。残り17億円の増額は、被保険者数の増加や所得の増加等によるものです。

次に、1人当たりの保険料収入が保険料算定時の見込みより多いことについてのお尋ねですが、令和5年度と令和6年度の1人当たり所得額平均を比較しますと、3万7,542円の増加で前年比6.7%増となっております。所得種類ごとの増加率で申しますと、1人当たりではなく総額ベースの数字になりますが、年金所得が4.8%増に対し、給与所得が14.2%増、株や不動産などその他の所得が14.7%増と大きく伸びており、これらが保険料収入が大きく伸びた要因ではないかと考えております。

次に、26億円の黒字は見通しに対してどうだったのかとお尋ねですが、予算編成に当

たりましては、予算の大部分を占める保険給付費の不足が可能な限り生じないよう、通常予想される範囲の中の高めの水準で推移することを見込んで予算を計上しており、決算時には比較的小幅な黒字となることを想定しております。令和6年度決算の歳入歳出差引総額は、26億4,442万9,876円の黒字でございますが、これは予算総額3,138億1,197万1,000円に対し0.84%にとどまっており、おおむね見込みどおりであったと考えております。

次に、年収の壁対策の影響についての御質問ですが、令和7年度税制改正により、住民税を含めた給与所得控除の最低保障額の引き上げや所得税の基礎控除の引き上げなどが行われましたが、後期高齢者医療制度の給付や負担に関して、現時点では大きな影響はないと考えております。引き続き、厚生労働省をはじめとした関係機関の動向を注視するとともに、情報収集に努め、改正等による影響が見込まれる場合は必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、保健事業についての御質問にお答えいたします。

保健事業と介護予防等の一体的な実施事業につきましては、令和6年度より県下全市町村において実施されております。取り組みの種類も増加しており、例えば糖尿病性腎症重症化予防として、後期高齢者健診データや一体的実施活用支援ツール等を活用して薬剤処方のない血糖コントロール不良者、薬剤を中止している者等を抽出し、保健師が訪問指導を行い、必要であれば医療機関へつなげるなど、高齢者に対する個別的支援も充実してきております。

また、令和6年度健診受診率は、令和5年度に比べ1.41%上昇しております。各市町村によって取り組み内容は異なりますが、休日夜間に健診を行ったり、がん検診と同時に実施するなど健診の利便性を図ったり、保健師が訪問、電話により個別に受診勧奨を行うなど、受診率向上に向けた取り組みが行われております。今後とも被保険者の生活習慣病の早期発見・早期受診につなげることで高齢者の健康の保持増進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、職員の育児休業に関する御質問にお答えいたします。

まず、条例の対象となる職員でございますが、地方公務員育児休業法の規定により、派遣職員も会計年度任用職員も対象となっております。

次に、改正後の条例第18条の5の規定、運用についての御質問ですが、職員の育児休業等に関する条例第18条の5は、変更しなければ、子の養育に著しい支障が生じる場合について広く変更を認める趣旨の規定であると考えておりまして、状況に応じて柔軟に対応できるものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

7番、田中議員。

○7番（田中 のぞみ君）

丁寧な御答弁ありがとうございます。数点だけ確認をさせていただけたらと思います。

被保険者の所得が上がってはいる。その中で年金の方は4%ぐらいだけれど、給料、働いている人が14%ぐらい上がっていて、株などを持っている方々が14%ぐらい上がっているということで、元気で働けたり、株がある、資産がある方は所得が上がっているけれど、

働けなくなったりという方については、やはり非常に厳しい状況だなということを改めて感じました。

物価高騰には年金の引き上げが追いついていないということを改めてお伝えをしていたところだとは思いますが、年金が上がると保険料が自動的に上がるような仕組みになっています。そこでこれから令和8年・9年度の2年間の保険料の改定の議論を詳細に詰めていくかと思っておりますのでお伺いしたいのですが、年金の平均の受給額は月に14万円程度と言われておりますので、そこから家賃や光熱費を払うと毎月10万円程度で本当に暮らしている方が大半であるということが分かっております。その中で月8,000円の保険料は非常に厳しいということになります。子育て支援金をこれから毎年上乘せされていくということであれば、この岡山県の広域連合さんが保険料率をたとえ据え置いたとしても、今後、毎年保険料が上がっていくということが見えてきたのかなと思います。

介護保険制度では、年金が上がった方に保険料上昇の影響を抑えるために、先ほどお伝えした1番下の所得のところは80万円が80万9,000円に引き上げるという措置が行われましたが、後期高齢者医療制度ではそのような措置が行われていないというふうにお見受けしました。こういう制度が必要ではないかなというふうに思いますので、国のほうにもぜひ意見を言っていただきたいということをお伺いしたいのですが、具体的に、例えば均等割で7割、5割、2割軽減があります。この前、5割と2割軽減については、そのように少し引き上げが行われたんですけども、1番苦しい層の7割軽減については対象を広げるという措置が行われませんでした。

このあたりについて具体的に国に求めていただきたいと思っておりますのと、国保や介護保険制度は所得階層が段階に分かれておりますので、少し所得が上がっても吸収されるという仕組みになっているのかなと感じております。後期高齢者医療制度にも年金が毎年改定されるのであれば、保険料の増減を抑えるためにこういう制度が要るのではないかなというふうに考えるのですが、このあたりについて国にも御意見を言っていただきたいし、国とそういう話をする機会があるのかなということについて教えていただけたらと思います。

もう1点だけ、保健事業でいろいろ取り組みの成果が現れているのかなと感じましたが、決算を見ると1億円も当初予算と比べて低い執行率になっていて、2億8,000万の予算に関して1億8,000万円しか実施をしていないということで、執行率としては他の事業と比べると非常に低いと感じました。あわせて、令和5年の決算のときの保健事業全体よりも令和6年度の保健事業のほうが執行額が減っているということになって、ちょっと気にはなっております。伸びる1人当たりの医療費を抑えるには、健康寿命を延ばす、健康事業に力を入れるしかないかと思っておりますので、このあたり次の予算に向けてどのようなお考えなのか。もっと個人的には組んだ予算はしっかり使っていく、もしくは予算の幅も増やしていくって健康事業に力を入れていくということが必要なのではないかなと感じるのですが、そのあたりの御所見について、2点、お願いいたします。

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）

2点、御質問をいただいたかと思えます。1つは控除のお話だったかと思いますが、すみません、先ほど私の答弁で申し上げたほうがよかったかなと思うので、申し訳ありませ

ん。高額療養費の支給額の判定の際には、最も所得の低い区分の方々の判定に際しまして、年金の所得控除額を従来の 80 万円から改定後の老齢基礎年金の満額である 80 万 6,700 円とする見直しというのが行われております。先ほど御答弁するべきだったかなと。大変申し訳ございません。

これ以外の、ただこれは最低の方だけなので、中間所得層とか、そのあたりが気になるところではあるのですが、ただこのあたりのほかの階層も含めて一律に控除してほしいというような要望というのは言葉としてはできますが、実際に制度設計する側からいうと、年金受給額とその増額の幅というのがお一方お一方違っているということと、それからなおかつ自己負担を判定する際には世帯全員の所得の把握が必要になるというようなこともあって、控除対象の考え方とか算出方法が、結構複雑なものになるというおそれもありますので、単純に言葉だけで要望するというわけにはいかないということで、直ちにというのは難しいと感じているところでございますが、ここは重大な関心を持って我々も注視していきたいと思っております。

それから、保健事業について予算額と比較して低いという御指摘でございます。この保健事業につきましては、広域連合というよりも市町村で行っていただいている関係もございまして、基本的に最初の予算額を超えた事業をしたときに、それを補填する仕組みがありませんので、どうしても途中で足りなくならないようにということで各市町村の額を積み上げていきますと、県下全体でプラスすると、どうしてもプラスのほうに触れ過ぎるといいでしょうか、結果として 1 年間たったときには、そこまで使わなかったということになりがちということで、誠に申し訳ございませんが、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（田口 裕士君）

次に、4 番、田辺議員。

○4 番（田辺 牧美君）〔登壇〕

議席番号 4 番、田辺牧美です。

資格確認書の暫定運用についてと高額療養費制度の在り方についての 2 項目、質問をいたします。

1 項目め、資格確認書の暫定運用について、4 点、お伺いをいたします。

1 点目、今回、令和 8 年 8 月の年次更新までの間、暫定的な運用としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず、保険資格がある方全員に資格確認書の職権交付をする措置が取られました。なぜそのような措置が取られたのか、当広域連合としてはどのように認識しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

2 点目は、資格確認書の暫定運用期間の延長を求めて質問をいたします。

マイナ保険証の利用率はやっと 3 割前後というところで、厚生労働省が発表した令和 7 年度 4 月時点のマイナ保険証の年齢別利用率によりますと、全体では 28.65%ですがけれども、70 歳から 74 歳は 35.16%、そして 75 歳以上の方は 25.79%と低くなっています。マイナ保険証はトラブルが生じたときには、資格情報のお知らせで確認しなければなりません。結局は資格確認書か資格情報のお知らせのどちらかを発行しなければなりません。今回の後期高齢者医療のように、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を発行

すれば、保険者も事務作業が簡単ですし、御高齢の被保険者もマイナンバーカードを持ち歩く必要はなく、受付時の混乱もなく、資格確認書で安心して受診することができます。後期高齢者医療においては、令和8年8月以降も資格確認書を発行できるように暫定運用期間の延長を求めますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目は、保険証の発行を求めて質問をいたします。

マイナ保険証は、もともと任意取得であるマイナンバーカードに皆保険制度である健康保険証機能を持たせようとしたことにより、矛盾が生じています。マイナンバーカード取得が任意である以上は、取得していない人の対応をせざるを得ないからです。政府はマイナ保険証のメリットの一つとして医療情報の共有を上げていますが、これにも問題があります。マイナ保険証の医療情報は医療機関が作成したレセプト情報であるために、タイムラグが生じています。慢性疾患など、ほとんど変わらない疾患の場合は参考になるかもしれませんが、しかし処方などが変更されていた場合、リアルタイムに変更されません。このことは使い方を間違えると非常に危険ではないかと思えます。

また、診療情報共有の同意の在り方にも問題があります。先日ある方から歯科医師から内科で処方された薬について尋ねられ、驚いたということをお聞きしました。受付時に医療情報共有に同意しているはずですが、そのことは全く意識されていませんでした。どのような内容に同意したのかも理解されていませんでした。また、情報共有の範囲は決められていませんから、言いたくないものまで全て見られてしまう仕組みになっています。医療現場では必要な医療情報は別にシステムを組んでいます。保険証機能はマイナンバーカードから切り離して従来のように保険証発行を求めますが、いかがでしょうか。また、国にも求めているのですが、いかがでしょうか。

4点目に、当広域連合のホームページの掲載についてお尋ねをいたします。

今回の資格確認書の暫定運用の継続について当広域連合のホームページで見つけることができませんでしたので、更新していただくように求めます。

次に、2項目め、高額療養費制度の在り方について、2点、お伺いをいたします。

1点目、仮称、高額療養費制度の在り方に関する専門委員会への関与についてお尋ねをいたします。高額療養費制度の限度額の引き上げについて政府が提案したものの、患者団体や世論の高まりの中で引き上げが凍結されています。高額療養費制度の在り方に関する専門委員会の設置がされますが、後期高齢者医療広域連合協議会としての意見の反映はどのような形で行われるのでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目、当広域連合の認識についてお尋ねをいたします。

高齢者は有病率も上がり、かかる疾患の数も多くなります。また、重篤な疾患にもかかりやすく、高額療養費制度の限度額の引き上げは命に関わる問題です。引き上げるべきではないと考えますが、当広域連合はどのような認識を持っておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、御答弁よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局の答弁を求めます。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、田辺議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、資格確認書についての御質問のうち、暫定運用が継続された理由でございますが、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書の職権交付を行う暫定運用につきましては、国の決定により令和8年8月の年次更新までの間、後期高齢者に限定して継続されることとなりました。今般の措置は、後期高齢者のマイナ保険証の利用率が他の年代と比較して相対的に低い状況にある中で、仮に本年7月末にマイナ保険証をお持ちの方に資格情報のお知らせを送付した場合、資格確認書を希望する方からの申請が市町村窓口に集中するおそれがあるため、こうした混乱を回避するために取られたものと認識をいたしております。

次に、暫定運用の継続を求める趣旨の御質問でございますが、現状、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は低く、来年夏までにマイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を行えるかについては、我々広域連合としても不安が残るところでございます。このため、当広域連合といたしましては、来年8月以降も暫定的な運用を延長するよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、保険証の発行をとの御質問でございますが、マイナンバーカードと保険証の一体化は、被用者保険も含めた公的医療保険制度全般に関わる問題であり、国が関係法令を定めて全国一律で実施しているものでございます。当広域連合も保険者の一員としてマイナ保険証の利用を促進する立場にありますので、議員の御意向には沿うことは困難と考えております。

次に、資格確認書の暫定運用の継続に係るホームページの更新についての御質問ですが、現在、当広域連合のホームページには一応ではございますが、資格確認書の暫定運用の継続についても掲載はしておりますが、掲載箇所が分かりにくく容易に閲覧理解できる内容になっていないと考えられますので、例えばトップページに掲載し、表現も分かりやすく工夫するなど、内容の改善に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、高額療養費制度の在り方についての御質問のうち、まず全国協議会からの意見の反映についてのお尋ねですが、全国後期高齢者医療広域連合協議会からは、厚生労働大臣に対して、高額療養費制度の見直しに当たっては被保険者の実態を十分に把握し、当事者の声に耳を傾けた上で、一部の被保険者に負担が偏らないよう慎重に協議を進め、分かりやすい制度にするとともに、急激な負担増とならないよう要望をしております。国が設置した、高額療養費制度の在り方に関する専門委員会には、3人の保険者代表や全国がん患者団体連合会及び日本難病疾病団体協議会の代表者も委員として参加しており、さらに他の患者団体からも意見を聴取しながら議論が進められていると伺っており、その検討状況を注視しているところです。

次に、限度額に対する認識についての御質問でございますが、議員御指摘のように、後期高齢者の方は重篤な病気の方も多くいらっしゃいます。高額療養費制度の自己負担限度額は、必要な医療を受ける上で貧困を防ぎ、経済的な不安を軽減する仕組みであり、セーフティーネットとしての役割を持つ重要なものであると認識をいたしております。専門委員会において、このような観点から丁寧な議論が尽くされて、国として適切な方針決定がなされるよう期待しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

4 番、田辺議員。

○4 番（田辺 牧美君）

丁寧な御答弁ありがとうございました。特に高額療養費制度の在り方についての認識、また意見等を広域連合協議会を通じて上げておられるということもお伺いをいたしましたので、ぜひとも引き続き御尽力いただきたいと思います。

再質問で1点だけ、保険証の発行を求めてというところでは、なかなかマイナ保険証の推進の立場なので難しいということではありましたけれども、実際、資格確認書の暫定運用期間を延長しなければならないという状況を認識はされておられるというふうに先ほどの御答弁では理解をいたしましたので、実際、医療現場や高齢者の方の状況を見れば、やはり資格確認書という状態で全員に交付をしないといけない状況にあるということだろうと思うんです。であれば、やはりもともとの保険証の発行に戻すのが最善の混乱を防ぐ策ではないかと思うわけですが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田口 裕士君）

事務局の答弁を求めます。

○事務局長（門田 和宏君）

保険証について再度の御質問をいただきました。正直、繰り返しの答弁になってしまうかなと思うんですが、基本的には先ほど申しましたように保険証の復活、発行についての要望について御意向には沿うのは難しいと思うのですが、ただ現行制度の枠組みの中でできることといたしまして、先ほどおっしゃられた資格確認書の暫定運用の延長ということもございますし、それから行く行くその暫定運用がなくなった暁には、要配慮者への資格確認書の交付というのは申請に基づきできることになっておりますので、そのあたりの活用も含めて、我々としては現行制度の枠組みの中でできることをしっかりしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口 裕士君）

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第5 議案決第1号・議案決第2号

○議長（田口 裕士君）

日程第5、決第1号「令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、決第2号「令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を一括上程し、提案の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

それでは、決第1号、決第2号の提案説明をさせていただきます。

決第1号「令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」は、広域連合の運営に必要な事務経費に関するものでございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書の20ページにございます「実質収支に関する調書」のと

おり、歳入総額 11 億 9,910 万 3,000 円に対し、歳出総額も同額で差し引き額 0 円が実質収支額となっております。

続きまして、決第 2 号「令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は、後期高齢者医療制度の保険給付等の経費に関するものでございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書の 46 ページにございます「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 3,133 億 1,080 万 3,000 円に対し、歳出総額 3,106 億 6,637 万 3,000 円で、差し引き額 26 億 4,443 万円が実質収支額となっております。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、決第 1 号、決第 2 号の補足説明を行います。

まず、決第 1 号「令和 6 年度一般会計歳入歳出決算」ですが、歳入歳出決算書及び決算附属書により御説明いたします。

2 ページから 5 ページをごらんください。

歳入合計は、3 ページの収入済額の列の 1 番下の行にありますとおり 11 億 9,910 万円余で、歳出合計は、5 ページの支出済額の列の 1 番下の行にありますように歳入と同額となっております。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

8 ページ、9 ページをごらんください。

第 1 款分担金及び負担金 10 億 6,200 万円は、事務経費を後期高齢者人口で按分し、県内各市町村に負担していただいている負担金でございます。

第 5 款繰入金 1 億 3,435 万円余は、特別会計も含めた事務経費の財源に充てるための財政調整基金からの繰入金と、前年度特別会計事務経費の執行残を財政調整基金に積み立てるための特別会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

12 ページ、13 ページをごらんください。

第 2 款総務費 1 億 6,061 万円余のうち、第 1 項総務管理費 1 億 6,030 万円余の内訳の主なものは、13 ページの第 11 節役務費のうち、銀行振り込み手数料が 3,284 万円余、15 ページに移りまして、第 13 節使用料及び賃借料のうち、電算機器借上料が 732 万円余、第 18 節負担金補助及び交付金のうち、総務課職員 4 名分の職員派遣負担金が 3,470 万円余、事務所賃料・共益費などの施設負担金が 1,088 万円余で、第 24 節積立金は、前年度一般会計・特別会計の事務経費に係る執行残を積み立てるための財政調整基金積立金 6,011 万円余でございます。

次に、16 ページ、17 ページをごらんください。

第 3 款民生費 10 億 3,771 万円余は、一般会計歳出の大部分を占めており、事務費負担金のうち、特別会計分を繰り出すものでございます。

続いて、決第 2 号「令和 6 年度特別会計歳入歳出決算」について御説明いたします。

22 ページから 25 ページをごらんください。

歳入合計は、23 ページの収入済額の列の 1 番下の行にありますとおり、3,133 億 1,080 万円余でございます。

歳出合計は、25 ページの支出済額の列の 1 番下の行にありますとおり、3,106 億 6,637 万円余となっております。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

28 ページ、29 ページをごらんください。

第 1 款市町村支出金の第 1 項市町村負担金 574 億 2,470 万円余のうち、第 2 目保険料等負担金 329 億 5,149 万円余は、市町村が徴収した保険料や保険料軽減分としての基盤安定分、第 3 目療養給付費負担金 244 億 7,320 万円余は、療養給付費の公費負担分として市町村が負担したものでございます。

第 2 款国庫支出金の第 1 項国庫負担金 766 億 8,804 万円余のうち、第 1 目療養給付費等負担金 745 億 9,926 万円余と第 2 目高額医療費負担金 20 億 8,877 万円余は、療養給付費等の公費負担分として国が負担したものです。

また、第 2 項国庫補助金 265 億 7,724 万円余のうち、第 1 目調整交付金 265 億 1,734 万円は、広域連合間の財政不均衡を是正するための国の補助などでございます。

続いて、30 ページ、31 ページをごらんください。

第 3 款県支出金の第 1 項県負担金 262 億 7,295 万円余のうち、第 1 目療養給付費等負担金 241 億 8,418 万円余と第 2 目高額医療費負担金 20 億 8,877 万円余は、療養給付費等の公費負担分として県が負担したものです。

第 4 款支払基金交付金 1,201 億 6,836 万円余は、療養給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 2 億 2,041 万円余は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える特別高額医療費に対して、全国の広域連合からの拠出金を財源として交付されたものでございます。

続いて、32 ページ、33 ページをごらんください。

第 7 款繰入金 22 億 9,776 万円余のうち、第 1 項基金繰入金 12 億 6,004 万円余は、令和 5 年度の国庫支出金等の精算に伴う償還に充当するための財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れたものです。

また、第 2 項一般会計繰入金 10 億 3,771 万円余は、事務費負担金のうち特別会計分を一般会計から繰り入れたものでございます。

第 8 款繰越金 31 億 4,594 万円余は、前年度決算の収支差額で、国庫支出金等の精算に伴う償還財源等に充てるものでございます。

第 9 款諸収入の第 3 項雑入 4 億 4,450 万円余のうち、34 ページ、35 ページにございます第 1 目第三者納付金 4 億 340 万円余は、交通事故等による第三者からの納付金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

36 ページ、37 ページをごらんください。

第 1 款総務費 11 億 8,765 万円余は、後期高齢者医療の事務執行に要した経費で、第 1 項

総務管理費、第1目一般管理費11億3,941万円余のうち、第11節役務費1億9,365万円余は、通信運搬費など、第12節委託料6億4,716万円余は、医療制度システムの電算委託料など、第18節負担金補助及び交付金1億9,924万円余は、業務課職員18名分の職員派遣負担金などでございます。

続いて、38ページ、39ページをごらんください。

第2款保険給付費3,039億4,346万円余のうち、第1項療養諸費2,841億6,335万円余は、主に被保険者が窓口で支払った一部負担金を除く残りの費用を医療機関等に支払うもので、第2項高額療養諸費187億8,715万円余は、被保険者の自己負担額が一定の上限額を超えた部分を支給する制度による高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。

第3項その他医療給付費9億9,295万円余は、葬祭費でございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金2億2,014万円余は、レセプト1件当たり400万円を超える特別高額医療費の財源負担軽減のために全国の広域連合が拠出している共同事業への拠出金でございます。

続きまして40ページ、41ページをごらんください。

第5款支払基金拠出金2億1,586万円余は、後期高齢者医療制度から出産育児一時金に係る費用の一部を支援するため拠出するものでございます。

第6款保健事業費6億3,541万円余は、県内27市町村が実施した健康診査事業に対する市町村への補助金、並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業を市町村へ委託実施した委託料などでございます。

続きまして、42ページ、43ページをごらんください。

第9款諸支出金44億4,849万円余のうち、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金43億5,677万円余は、前年度の療養給付費等の額の確定に伴う精算のための償還金で、国、県、市町村、支払基金等へ償還したものです。

また、第2項繰出金は、前年度決算の収支差額のうち、事務経費に係るものを財政調整基金に積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

以上、決算関係の補足説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

決第1号及び決第2号については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

決第1号及び決第2号について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

決第2号につきまして討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

7番、田中議員。

○7番（田中 のぞみ君）〔登壇〕

7番、田中のぞみです。

お時間、お許しをいただきまして、反対討論をさせていただきたいと思います。

決第2号「令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」、討論させていただきます。

この決算は、保険料率が改定され値上げされた下で執行された決算となります。被保険者の負担が、先ほどの答弁でいきますと、自然増を除くと約15億円増えたという決算でした。これはやはり高齢者の負担が15億円も増えたということになります。さらに、その内訳は、若年層の負担軽減や出産一時金の負担分が保険料改定のうち7.6割を占めているというものでありました。9割以上の被保険者が年金生活者ということです。当広域連合の1人当たりの平均所得は約56万円という答弁も昨年の定例会でありました。1か月当たりだと所得に換算すれば4.6万円ということになります。苦しい生活を強いられている高齢者から自然増にさらに上乗せをして徴収をした保険料の一部が出産育児支援金として拠出された最初の決算でもあります。

さらに、これからもどんどん制度化されていくという答弁も先ほどありました。少子化対策や子育て支援政策は国や行政の責任において行われるべきものであり、健康保険料として徴収するべきものでは決してありません。事実上の子育て支援増税となっています。社会保障の財源は、失われた30年とも言われる間に総額600兆円を超えて減税が行われてきた大企業優遇の法人税や所得1億円を超えると税率が下がるという所得税こそ見直すべきです。これが能力に応じた税負担の根本、基礎だと思います。また、同じ期間に500兆円を超えてためられてきた内部留保に数%課税するだけでも確保することはできます。後期高齢者から搾り取るようなことを認めるわけにはまいりません。

この10月からは窓口負担2割の方の軽減措置も終了するとのこと。長生きをするなと言われているようだと悲痛な声が届きます。後期高齢者医療制度の在り方自体を見直すことを強く求めまして、本決算について反対を表明し、議員各位の御賛同を求めて討論いたします。失礼いたします。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

通告による討論は終わりました。これをもって討論を終わります。

これより決第1号及び決第2号については分離採決により採決いたします。

まず、決第1号は簡易表決により採決いたします。

お諮りいたします。

決第1号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、決第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、決第2号は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

決第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口 裕士君）

起立者多数であります。

どうぞ、御着席ください。

よって、決第 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 議案甲第 10 号・議案甲第 11 号

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 6、甲第 10 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」、甲第 11 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を一括して議題とし、提案の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

それでは、甲第 10 号、11 号の議案の説明をさせていただきます。

甲第 10 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 1 号」は、電算機器の追加借り上げに係る事務経費を増額するとともに、前年度特別会計事務経費の執行残を財政調整基金に積み立てるため、344 万 2,000 円を増額し、総額を 10 億 6,566 万 5,000 円とするものであります。

続きまして、甲第 11 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号」は、令和 6 年度の特別会計決算を踏まえ、前年度の決算収支差額を前年度繰越金として計上するほか、令和 6 年度分の国庫支出金等の精算に伴う償還金の確定額を計上する等により、38 億 6,362 万 2,000 円を増額し、総額を 3,251 億 8,112 万 9,000 円とするものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 10 号議案及び甲第 11 号議案につきましては、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 10 号議案及び甲第 11 号議案について質疑の通告はございませんので、これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わり、これより甲第 10 号議案及び甲第 11 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 10 号議案及び甲第 11 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 7 議案甲第 12 号「岡山県後期高齢者医療広域連合

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 7、甲第 12 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 12 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、育児・介護休業法の一部改正に伴い、職員の仕事と生活の両立支援の拡充のため、所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 12 号議案は、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 12 号議案については、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 12 号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

甲第 12 号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 12 号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 8 議案甲第 1 3 号「岡山県後期高齢者医療広域連合

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 8、甲第 13 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 13 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員育児休業法の一部改正に伴い、職員の部分休業制度を拡充するため、所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 13 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 13 号議案については、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 13 号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

甲第 13 号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 13 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9 議案甲第 1 4 号「岡山県後期高齢者医療広域連合

副広域連合長の選任について」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 9、甲第 14 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 14 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項の規定により 2 人を置くこととなっておりますが、現在は 1 人が空席となっております。

このため、同規約第 12 条第 4 項の規定により、新庄村長でいらっしゃいます小倉博俊氏を副広域連合長に選任いたしたく、同意を求めるものでございます。御議決のほど、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 14 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 14 号議案については、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 14 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 14 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 10 議案甲第 15 号「岡山県後期高齢者医療広域連

合監査委員の選任について」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程 10、甲第 15 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、片山篤議員の退席を求めます。

〔14 番 片山 篤君 退席〕

○議長（田口 裕士君）

ただいま議題となっております本件については、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 15 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」御説明申し上げます。

監査委員につきましては、広域連合規約第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、監査委員の 2 名のうち、1 人は広域連合議会議員の中から選任することとなっておりますが、現在空席となっております。

このため、広域連合議会議員であります片山篤氏を監査委員に選任いたしたく同意を求めるものでございます。御議決のほど、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 15 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 15 号議案については、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 15 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 15 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

片山篤議員の入場を許可します。

〔14 番 片山 篤君 着席〕

○議長（田口 裕士君）

片山篤議員に告知いたします。

ただいま監査委員選任の件は同意されました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 8 月定例会を閉会いたし

ます。

本日は大変お疲れさまでございました。御苦労さまでした。

午後 2 時 43 分 閉会

一 般 質 問 発 言 通 告 一 覧 表

順序	氏 名	件 名
1	田 中 のぞみ	1 保険料について 2 決算について 3 育児休業法に基づく改訂について
2	田 辺 牧 美	1 資格確認書の暫定運用について 2 高額療養費制度の在り方について

討 論 (反 対) 発 言 通 告 一 覧 表

議案番号	氏 名	討 論 内 容
決第2号	田 中 のぞみ	令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

田 口 裕 士

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

古 田 敬 司

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

杉 本 泰 治